

株式会社第一花き 売買取引条件

2020年6月21日

2024年2月1日 : 小山支社追記

項目	内容	
共通事項	取扱品目	花き全般 (切花・切葉類・枝物類及びその加工品並びに鉢物類、苗物類等)
	営業日	本社 (北足立市場) 東京都中央卸売市場北足立市場花き部の開場日 柏支社 (柏市場) 柏市公設総合地方卸売市場花き部の開場日 立川支社 (立川市場) 第一花き立川地方卸売市場の開場日 小山支社 (小山市場) 第一花き立川地方卸売市場の開場日に準ずる
	セリ開始時間	本社・立川支社 開場日の午前7時00分 柏支社 開場日の午前8時30分 (小山支社はセリ実施なし)
委託者に関する事項	委託手数料	切花その他切花類及びその加工品 税抜卸売金額に100分の9.5を乗じて算出した金額に、消費税率 (標準税率) を乗じて得た金額を加算した金額 鉢花その他の鉢物類 (苗物を含む。) 税抜卸売金額に100分の10.0を乗じて算出した金額に、消費税率 (標準税率) を乗じて算出した金額を加算した金額 委託手数料計算により生ずる円未満の端数は四捨五入する。
	委託者が負担する費用	通信費、運送料、売買仕切金等の送金料、保管料、調整費、その他会社が立替えた費用 詳細は約款第24条を参照
	委託物品の引渡し場所	委託する物品の引渡しは市場内の卸売場で行うこととする。 ただし、会社が引渡場所を指定した場合は、当該場所において物品の引渡しを行うこととする。
	売買仕切金支払期日	委託者と特約がないかぎり毎月15日及び月末に締め、各々締め日から16日以内に支払う。
	売買仕切金支払方法	窓口にて現金支払い、または委託者の指定する銀行口座に振込支払う。支払いにかかる手数料は委託者負担とする。
	出荷奨励金	出荷奨励金の支出基準は次のとおりとする。 ① 交付の対象 1. 交付の対象者 出荷者が組織する団体 (単位農協以上) 及びこれに準ずる団体で、共選共販等、市場業務の改善に資する体制にある団体。 2. 品目 切花 (切葉・切枝を含む。) ② 交付の基準 1. 交付率 前年の1月から12月における東京都の全市場 (地方卸売市場を含む。) に対する委託品 (共選共販品) の出荷実績が、単位農協は税抜5億円以上、県単位以上の出荷団体は税抜10億円以上の場合について千分の3以内に相当する額。 2. 加算率 上記1の対象となった団体のうち、卸売業者ごとの出荷実績が税抜5億円を超える単位農協で、共選共販等で、市場業務の改善に特に顕著な実績があると認められる場合には、当該市場分について千分の2以内の加算をすることができる。 ③ 出荷奨励金の交付算定 東京都花き市場協同組合がこれを行う。
買受人に関する事項	買受人が負担する費用	① 取引契約締結に係る費用 (印紙代・保証金・その他実費) ② 取引に係る費用 1. 買上代金 支払時期及び方法は売買取引基本契約書に記載 2. 保管料 卸売を受けた物品を正当な理由がなく引き取らなかった時に保管のために要した費用 3. 差損金 前項の物品または買い間違い等により再販をした場合において、その卸売価格が当初の卸売価格より低いときはその差額
	買上物品の引渡しの方法	1. 会社は卸売をした物品について、買い受けた買受人が明らかになるように、その物品に買受人番号を印字したシールを貼る、または買受人番号を物品に直接記入する。 2. 買受人本人が買上伝票と買上商品を照合のうえ、間違いがないことを確認したうえでセリ後速やかに引き取ることとする。
	買受人の遵守事項	1. 東京都中央卸売市場条例及び条例施行規則並びに関係法令 2. 市場取引委員会が定めた規則 3. 卸売会社と締結した取引契約書